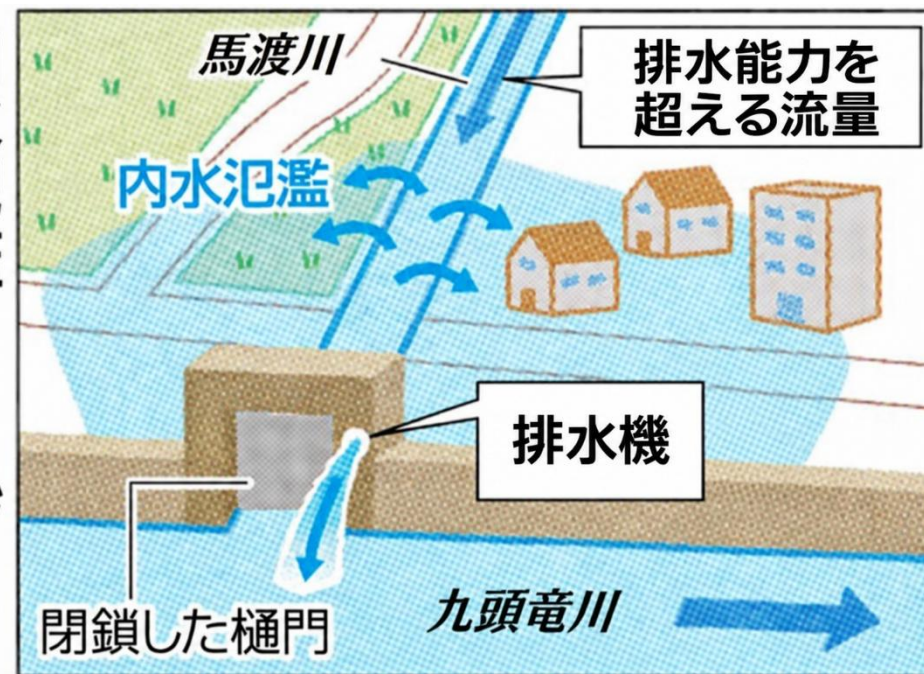
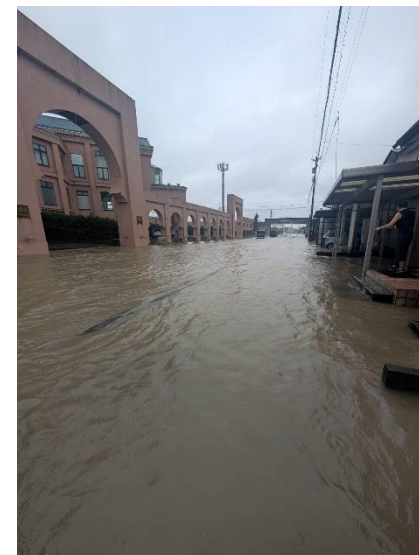




内水氾濫イメージ
(馬渡川の場合)



排水機



令和8年8月30日撮影



「使用済燃料は県外へ」― 福井県の要求と関電の対応

年月	福井県(知事)の発言・姿勢	関西電力(社長)の約束・対応
1996年頃 栗田知事	「使用済燃料は県外へ」 原発の恩恵を受けてきた電力消費地 も、ともに痛みを分かち合うべき	
1998年6月 栗田知事	大飯3・4号機の貯蔵容量増強に際 し、県外中間貯蔵の具体化を要求	秋山社長 「2000年度末頃に候補地点選定」 「2010年までに県外で操業開始」→ 実現せず
2015年11月 西川知事	「中間貯蔵施設は県外に」 具体化を強く要求	八木社長 「使用済燃料対策推進計画」 「2020年頃に計画地点確定」「2030 年頃に2,000トンU規模で操業」
2017年11月 西川知事	大飯3・4号機再稼働に際し、さらに具 体化を要求	岩根社長 「2018年に具体的な計画地点を示 す」 → 2018年末までに示せず
2019年 杉本知事	「約束を守ることは信頼関係の基本」 「これを解決しなければ前に進めな い」	2020年頃の「計画地点確定」 →確定できず
2021年2月 杉本知事	40年超運転を巡る協議 県外中間貯蔵の計画地点確定を改め て要求	森本社長 「2023年末を最終期限」「できなけれ ば40年超3基を運転しない」
2023年6～10月 杉本知事	県外中間貯蔵の必要性は「全く変わっ ていない」	フランス約200トン搬出を「中間貯 蔵と同等の意義」と説明 → 具体的な中間貯蔵地点を示さ ず、ロードマップへ
2026年石田知事	「中間貯蔵施設が決まらなければ乾 式貯蔵への搬入は認めない」	推進計画には現在も「2030年頃・ 2,000トンU規模」を明記

出典:過去の議事録を参考 渡辺大輔が自作

使用済燃料対策推進計画の改訂について

2024年1月19日

関西電力株式会社

当社は、本日、使用済燃料対策推進計画（2015年11月20日策定、2021年2月24日改訂）を改訂しましたので、お知らせします。

今回の改訂は、昨年10月10日に策定、公表した「使用済燃料対策ロードマップ※」などを踏まえて実施したものです。

なお、本使用済燃料対策推進計画については、本で行われた第7回使用済燃料対策推進協議会においてご説明しています。

※使用済燃料対策を着実に実施していくため、使用済燃料対策推進計画を補完する指針として策定したものです。

「[使用済燃料対策ロードマップの策定](#)」（2023年10月10日お知らせ済）

以 上

(別紙)

- ・使用済燃料対策推進計画

【参考：本件にかかる過去のプレスリリース】

- ・「使用済燃料対策推進計画に係る福井県への報告について」
(2015年11月20日)
https://www.kepc.co.jp/corporate/pr/2015/1120_1j.html
- ・「使用済燃料対策推進計画の改訂に係る経済産業省への報告について」
(2021年2月24日)
https://www.kepc.co.jp/corporate/pr/2021/0224_3j.html

関西電力株式会社

2015年11月20日策定

2021年2月24日改訂

2024年1月19日改訂

使用済燃料対策推進計画

1. 基本的考え方

○エネルギー基本計画に記載のとおり、我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進を基本的方針としている。当社ではこのような国の政策に基づき、使用済燃料は再処理工場に順次搬出することとし、六ヶ所再処理工場の早期竣工および竣工後の安全・安定操業に向け、日本原燃株式会社への支援等を実施しているところである。

○また、我が国は、使用済燃料を安全に管理することは原子燃料サイクルの重要なプロセスであり、対応の柔軟性を高め、中長期的なエネルギー安全保障に資するべく、発電所の敷地内外を問わず、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進することにより、使用済燃料の貯蔵能力の拡大を進めることとしている。

○国の「使用済燃料対策に関するアクションプラン」において、国がこれまで以上に積極的に関与しつつ、安全の確保を大前提として、貯蔵能力の拡大に向けた取組みの強化を官民が協力して推進し、国は各地域や国民各層の理解を深める活動を継続して行うとされている。また、各事業者の積極的な取組みはもとより、共同・連携による事業推進の検討等を進めるとされている。

○当社は、このような国の方針のもとあらゆる可能性を検討することにより、福井県外における中間貯蔵を実現し、2030年頃に2千トンU程度の使用済燃料対策を講じる。

2. 当面の使用済燃料対策方針

○福井県外における中間貯蔵について、理解活動、可能性調査等を計画的に進め、2030年頃に2千トンU規模で操業開始する。

○計画遂行にあたっては使用済燃料対策の重要性に鑑み、迅速かつ的確に対応し、できる限り前倒しを図る。

○「使用済燃料対策ロードマップ」に基づき、着実に発電所が継続して運転できるよう、あらゆる可能性を組み合わせ、必要な搬出容量を確保する。

3. 将来の使用済燃料対策方針

○2.の当面の対策に加え、その進捗の状況や使用済燃料の発生見通し等を踏まえつつ、国のエネルギー基本計画やアクションプランに沿って、事業者間の共同・連携など、あらゆる可能性について検討・対応していく。

別紙

使用済燃料対策ロードマップ^o

2025年2月13日
関西電力株式会社

- ・六ヶ所再処理工場の2026年度中の竣工に向け、関西電力を中心に、審査・検査に対応する人材を更に確保
- ・2027年度から再処理開始、2028年度から使用済燃料受入れ開始。再処理工場への関西電力の使用済燃料の搬出において、2030年度までの3年間で198tを搬出（全体再処理量の約6割）。その後も必要量を確保し搬出するよう取り組む
- ・使用済MOX燃料の再処理実証研究のため、2027年度から2029年度にかけて高浜発電所の使用済燃料約200tを仏国オラノ社に搬出、データ充実化が必要になったことを踏まえ、さらに200t関西電力から搬出容量枠を確保し、まず2030年度から100tを搬出する
- ・中間貯蔵施設の他地点を確保し、2030年頃に操業開始
- ・中間貯蔵施設の操業を開始する2030年頃までの間、六ヶ所再処理工場および仏国オラノ社への搬出により、使用済燃料の貯蔵量の増加を抑制
- ・あらゆる可能性を組み合わせる必要な搬出容量を確保し、着実に発電所が継続して運転できるよう、環境を整備する
- ・本ロードマップの実効性を担保するため、今後、原則として貯蔵容量を増加させない
- ・使用済燃料の中間貯蔵施設へのより円滑な搬出、さらに搬出までの間、電源を使用せずに安全性の高い方式で保管できるよう、発電所からの将来の搬出に備えて発電所構内に乾式貯蔵施設の設置を検討

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035		
六ヶ所再処理工場	竣工		各電力会社の使用済燃料の再処理										
			下期 70t	上期 60t	下期 110t	上期 0t	下期 90t	(徐々に800tに増加)		800t	800t	800t	800t
			各電力会社の使用済燃料受入れ										
			130t	110t	90t※	(徐々に800tに増加)		800t	800t	800t	800t		
使用済MOX燃料 再処理実証研究			関西電力からの使用済燃料搬出量										
			78t	66t	54t	(その後も必要量を搬出)							
中間貯蔵施設			高浜発電所から仏国搬出（オラノ社への搬出 200t+100t）										
			70t	70t	60t	100t							
			中間貯蔵施設 操業										

※ 受入れ量は前年度下期と当年度上期の再処理量の合計値であるが、2030年度上期の再処理量が公表されていないため、2029年度下期の再処理量の値を記載

③ 信州型フリースクールの認証基準（13項目）

※ 有効期限は認証日から3年間（更新あり）

No.	項目	居場所支援型	学び支援型
1	所在地	不登校児童生徒等が通所又は入所により利用可能な <u>県内に所在</u> すること。	
2	法人格の有無	<u>法人・個人を問わない。不登校児童生徒等への支援を主目的としている</u> ほか、継続的な運営に著しい支障がない程度の財務状況であり、地域での一定の社会的信用を有していること。	
3	利用児童生徒	<u>義務教育段階</u> の不登校児童生徒等が利用していること。ただし、 <u>義務教育段階以外の利用者がいることを妨げない。</u>	
4	利用児童生徒数	原則として、運営者の親族ではない県内居住の利用者が <u>複数（2人以上）利用</u> していること。	
5	スタッフ（ボランティア含む）の資格等	・人命や人格を尊重した相談等を行っていること。 ・利用者の日々の状況に深い理解を有するとともに、不登校への支援について専門的な知識・経験をもっているほか、その支援が対話を重視した伴走的であり、熱意を有していること。 上記のほか、 <u>資格等の保有は問わない。</u>	上記のほか、 <u>1人以上が教員免許を取得</u> していること。
6	開所日数	<u>週1日以上</u> 、平日の日中時間帯に開所していること。	<u>週3日以上</u> 、平日の日中時間帯に開所していること。
7	活動実績	<u>利用者への社会的な自立や相談を中心とした支援活動</u> について、開所の日及び活動を開始した日から <u>1年以上経過</u> しており、明確な活動実績があること。	<u>利用者への学びや、社会的な自立や相談を中心とした支援活動</u> について、開所の日及び活動を開始した日から <u>1年以上経過</u> しており、明確な活動実績があること。
8	在籍校との連携・協力	<u>利用者への社会的自立等の相談を中心とした支援活動</u> の状況を定期的に連絡し、情報共有を図るなど、利用者の在籍校と十分な連携・協力関係を構築していること。	<u>利用者への学びや、社会的自立等の相談を中心とした支援活動</u> の状況を定期的に連絡し、情報共有を図るなど、利用者の在籍校と十分な連携・協力関係を構築していること。
9	在籍校での出席扱い	指導要録上で出席扱いとなる利用児童生徒等がいることは <u>原則問わない。</u>	指導要録上で出席扱いとなる利用児童生徒等がいることは <u>原則問わないが、希望がある児童生徒又はその保護者がいる場合、そのうち1人以上は出席扱いを受けていること。</u>
10	支援方針・計画等の策定	利用者への <u>社会的自立等の相談を中心とした支援活動</u> に際して、利用者の個々の状況や特性に沿った伴走方針や支援計画等を策定し、その保護者や在籍校等と共有していること。	利用者への <u>学びや、社会的自立等の相談を中心とした支援活動</u> に際して、利用者の個々の状況や特性に沿った伴走方針や支援計画等を策定し、その保護者や在籍校等と共有していること。
11	施設等情報の発信・明確化	利用児童生徒等や保護者が施設を選択する際に参考となる、「提供する支援や学び等の内容」、「開所日・時間」、「入会金、利用料（月額・年額等）」、「スタッフ」等の情報について、 <u>運営者の責任において明確かつ積極的な情報発信がされていること。なお、地方公共団体によるホームページ等への継続的な情報掲載により代えることができるものとする。</u>	
12	利用者への相談等支援	<u>利用児童生徒及びその保護者からの相談に応じる</u> とともに、必要に応じて、保健・医療・福祉・教育等の支援機関につなげる等、適切な対応が図られていること。	
13	施設・設備等における利用児童生徒の安全確保	・支援等を実施するに当たって支障のない常設の施設・設備を有しており、保健衛生上、安全上及び管理上の懸念がないこと。 ・宿泊を伴う活動など施設外での活動を行う場合には、安全面・健康面での配慮が十分なされていること。 ・災害・防犯に関する訓練を実施するなど、児童生徒等の安全確保に努めること。	